

委託契約書

1 委託業務の名称

真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務

2 委託期間

令和6年 月 日から令和8年3月31日まで

3 委託料 金●●, ●●●, ●●●●円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額●, ●●●, ●●●●円

(1) 令和6年度 金●●, ●●●, ●●●●円

(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。)

(2) 令和7年度 金●●, ●●●, ●●●●円

(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。)

4 委託料の請求方法

(1) 前項第1号の委託料を令和7年3月31日までに請求する。

(2) 前項第2号の委託料を令和8年3月31日までに請求する。

委託者大津市（以下「甲」という。）と受託者■■■■■■■■（以下「乙」という。）との間に、頭書の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、別添要求水準書第2条の目的を達するため、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、別添要求水準書及び企画提案に基づいて委託業務を実施するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、頭書の委託期間のとおりとする。

（検査）

第3条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して書面により委託業務の完了したことを報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに委託業務完了の確認のための検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、頭書の委託料の請求方法に従い、速やかに頭書の委託料（以下「委託料」という。）の支払請求書を甲に提出す

るものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(費用の負担)

第5条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、全て乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (2) この契約を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）、又は前号に定めるもののほかこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。
- (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第7条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第7条第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

第8条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(事業者選定にあたっての制約)

第10条 乙、乙の協力会社等及びこれらの者と資本面、人事面等において関連がある者(以下、「受託者等」という。)は、甲が令和8年4月1日から新たな事業スキームで実施する水道施設の運転管理や浄水場の更新改良事業(以下「本事業」という。)の実施事業者を選定するまでの間、当該選定手続きに参加する事業者のコンサルタント等となってはならない。ただし、甲が、本契約の終了日の翌日から5年間、選定手続きを開始しない場合はこの限りではない。なお、「資本面、人事面等において関連がある者」とは、次の各号のいずれかに該当する者のことをいう。

(1) 資本面において関連がある者

ア 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(2) 人事面において関連がある者

一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員その他の役員(社外役員を含む。))をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

(3) その他関連があるとみなされる者

本条第1号又は第2号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(その他)

第11条 市議会で本事業の実施に関する議案が否決された場合は、同否決日で委託業務は終了する。この場合甲及び乙は、当該否決の日までに履行された委託業務に係る委託料の精算を行う。

(疑義の決定)

第12条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

委託者 甲

大津市御陵町3番1号

大津市

大津市公営企業管理者

南 堀 弘

受託者 乙